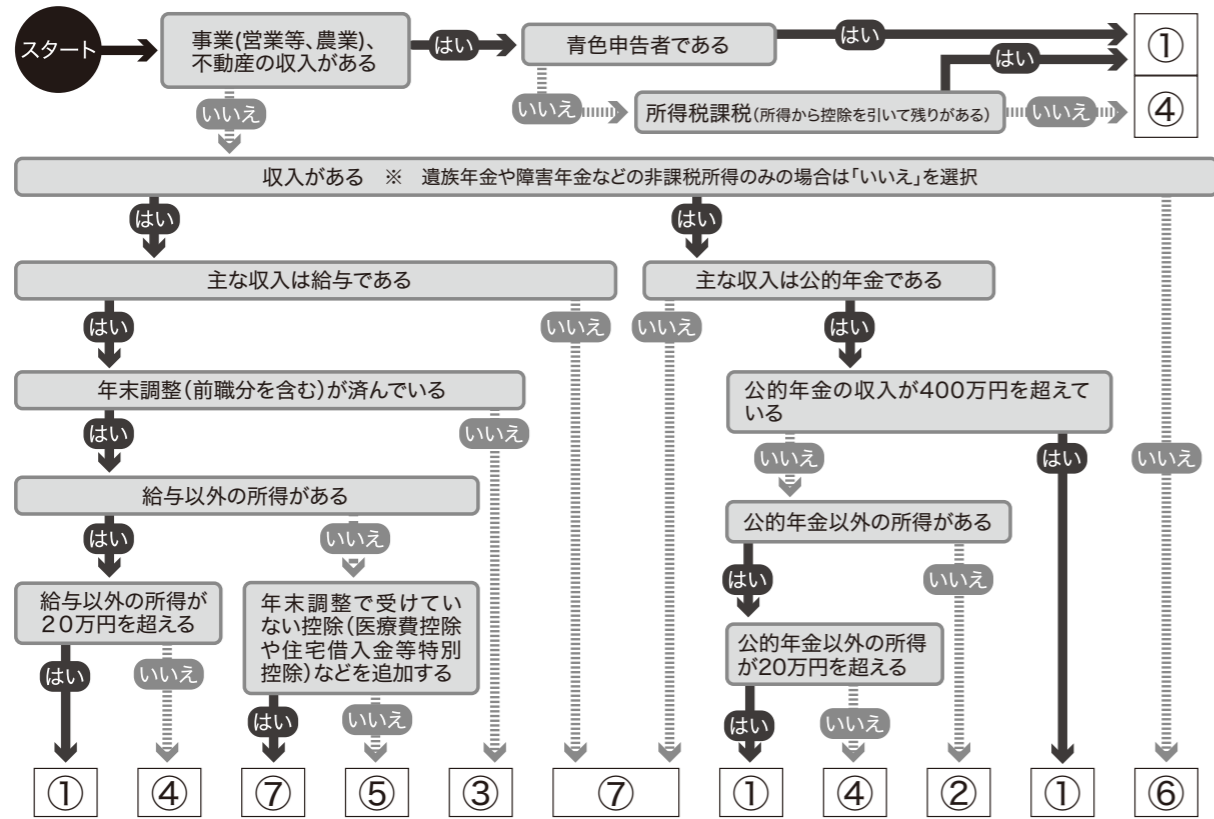


申告の必要があるかどうか迷ったら

フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです。



- ① 確定申告が必要です。
- ② 確定申告の必要はありません。ただし、所得税が源泉徴収されている方は確定申告することにより所得税が還付となる場合があります。また、市県民税の申告で控除を追加することにより、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
- ③ 確定申告が必要となる場合があります。
※申告することで所得税が精算され、その結果により納付または還付が決定します。
- ④ 市県民税の申告が必要な場合があります。
- ⑤ 申告不要です。
- ⑥ 申告の必要はありませんが、申告をしないと所得課税証明書の発行ができません。
- ⑦ 確定申告または市県民税の申告が必要です。



申告をしないと

○ 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。

【例】医療費控除など

○ 同一世帯に国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。

○ 児童扶養手当の決定が正しくできない場合があります。

○ 国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。

○ 所得課税証明書(所得などを証明するもの)の発行ができない場合があります。

○ 高額療養費を事業の区分で受け取ることができない場合があります。

市の会場でも確定申告できます

期間中は、市の申告会場で確定申告ができます。

申告日程・会場などを市広報2月号・市ホームページに掲載します。

※申告内容によっては、市内では、確定申告を受け付けできないものがあります。その場合は、税務署で申告してください。

【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税所得の申告

など

申告受付期間

2月16日(火)
▼
3月15日(月)



早めの準備で、スムーズな申告。

問い合わせ 市民税務課 ☎5921228

2月16日(火)から令和2年中の収入について市県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが始まります。令和3年1月1日現在、市内在住で、申告が必要な方は、期間中に申告をしてください。所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。

申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある。
- 勤務先から、大竹市へ給与支払報告書の提出がない。
- ※勤務先で年末調整が済んでいない方や、複数の仕事をしている方は、確定申告が必要な場合があります。

- 土地、建物などを売却した。
- 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金を受け取った。

※非課税年金(遺族年金や障害年金など)は源泉徴収票が発行されません。非課税年金から天引きされている保険料を、控除に加え

申告が不要な方

- 年間収入が公的年金収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除など)を追加する必要がない。

申告に必要なもの

- ※市県民税申告や確定申告は、税額を決める重要な手続きです。申告の結果によっては、所得税を納付、または還付となる場合があります。
- 申告書類や確定申告の案内が届いた方は、その書類(1月下旬に発送する予定)
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受け取られた方は、令和2年中に支払われた額の支払証明書(経費などの記載があるもの)など
- 医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」など
- 事業所得や不動産所得がある方は、収支内訳書(収入・支出に関する帳簿や領収書を整理し、準備してください)
- 生命保険料や地震保険料の控除

証明書

- 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など
- ※大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除くもの)の記載があるものは、1月下旬に送付予定。非課税年金から保険料が天引きされており、申告する方は、市民税務課に問い合わせてください。
- 国民年金保険料の控除証明書など
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする方は、対象者の収入金額が分かるもの
- 申告者のマイナンバーカードが、マイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの(申告書に控除対象の扶養親族などのマイナンバーを記入。確認書類は不要)
- ※マイナンバー通知カードは、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用することができません。一致しない場合は、マイナンバー記載のある住民票を準備してください。
- 申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付となる場合は必要)
- 印鑑

など



廿日市税務署からのお願い 新型コロナウイルス感染症リスク軽減のため パソコン・スマホでの申告にご協力を

問い合わせ
廿日市税務署 ☎0829321217

例年、確定申告会場は、大変混み合います。新型コロナウイルス感染症リスク軽減のため、確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅などでの作成、提出にご協力をお願いします。
申告会場へ来場される方へ
入場整理券が必要です。

令和2年分確定申告では、申告会場設置期間中の混雑を緩和する観点から公的年金を受給されている方など一部の方に対し、個別に会場設置期間前の来署の案内を送付します。税務署からの案内文書を受け取られた方は、記載してある期間に来署していただくようお願いいたします。
来場される際のお願
○来場の際は、マスクを着用していただき、入場時にアルコール消毒液を利用していただくようお願いいたします。
○入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りさせていただきます。
ご理解とご協力をお願いします。

確定申告で利用できますー 国民健康保険 後期高齢者医療保険の

医療費通知

問い合わせ
保健医療課 ☎5921141
市民税務課 ☎592128
廿日市税務署 ☎0829321217

国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんに、医療費通知を送付しています。ご自身の治療などにかかった医療費を確認し、健康の大切さや今後の健康管理と医療費適正化に役立てていただくためのものです。

国民健康保険の医療費通知は、奇数月に、11月と12月受診分の医療費通知は3月下旬に市から送付します。

また、後期高齢者医療保険の医療費通知は、広島県後期高齢者医療広域連合から1年に2回（1月～10月受診分は1月下旬に、11月と12月受診分は3月下旬に）送付されます。

医療費通知を添付すれば、医療費控除の明細書の記入を一部省略することができます。ただし、11月と12月受診分の医療費通知は、送付が確定申告の時期に合いません。そのため11月と12月受診分の領収書に記載された金額をもとに、医療費控

除の明細書を作成し、添付して申告する必要がありますので注意してください。
明細書の作成を
領収書添付・提示だけでは受け付けできませんー
令和2年分の所得税確定申告・令和3年度分の市県民税申告から、医療費控除の明細書の添付が必ず必要となりますので注意してください。（今年から「領収書添付・提示のみ」では申告を受け付けすることができなくなりました）
医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
※医療費通知では、広島県外の医療機関を受診すると、医療機関名などが「〇〇県」という表示になることもあります。その場合は、医療費控除の明細書に補記する必要があります。不明な点があれば税務署などにお尋ねください。



申告会場のお知らせ(廿日市税務署管轄)

受付時間(土・日曜日、祝日を除く)	受付会場
2月16日(火) 3月15日(月)	【廿日市税務署】 廿日市市新宮1丁目15番40号 【「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階】 (広島市中区基町6番78号 広島県庁前)

障害者控除 医療費控除 (おむつ代)

問い合わせ
地域介護課 ☎59-2144

障害者控除
障害者手帳をお持ちでなくても、次の方は障害者控除に必要な認定書を交付できる場合があります。
対象
市内在住の65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方
医療費控除(おむつ代)
おむつを使用している方で、次の方は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつ代の医療費控除に必要な確認書を交付できる場合があります。

要介護認定を受けており、一定の基準に該当する方で、おむつ代を昨年引き続き医療費控除として申告する方
申請
いずれの申請も地域介護課へ。
認定書または確認書の交付を受けようとする方および申請者の印鑑を持参してください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 固定資産税の軽減の申告期限は 2月1日(月)ですー

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2129

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に起因して、売上高が一定以上減少した中小事業者などが所有する償却資産と事業用家屋の固定資産税と、事業用家屋の都市計画税の負担を軽減します。
令和2年2月から10月までの売上高の減少率に応じて、固定資産税は償却資産と事業用家屋に対して、都市計画税は事業用家屋に対して、課税標準を2分の1または半額とします。これは、令和3年

固定資産税 償却資産の 申告期限は 2月1日(月)ですー

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2129



度課税の1年分に限る特例措置となります。
申請(申告)方法・用紙など詳しくは市ホームページをご覧ください。

1月1日現在で、市内に事業の用に供する償却資産を所有する法人・個人は、資産の多少、異動の有無に関わらず、毎年、期限までに償却資産の申告が義務づけられています。
償却資産申告書を市民税務課に提出してください。
対象となる償却資産

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産。構築物、機械・装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具・備品など。
なお、自動車税、軽自動車税の対象となる車両などは申告対象となりません。